

奈良県土木設計業務等委託契約書約款 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(談合等による解除) 第 43 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）以下「独占禁止法」という。）<u>第 65 条若しくは第 67 条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。</u></p> <p>(2) 公正取引委員会が受注者に対し<u>独占禁止法第 49 条第 1 項の排除措置命令をし、その命令が同条第 7 項の規定により確定したとき。</u></p> <p>(3) 公正取引委員会が受注者に対し<u>独占禁止法第 50 条第 1 項の納付命令をし、その命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の予定) 第 48 条 受注者は、第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前 後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合において、<u>審決の対象となる行為が昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号（不公正な取引方法）第 6 項に該当する行為である場合</u>その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	<p>(談合等による解除) 第 43 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）以下「独占禁止法」という。）第 64 条第 1 項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。</u></p> <p>(2) 公正取引委員会が受注者に対し<u>独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。</u></p> <p>(3) 公正取引委員会が受注者に対し<u>独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償の予定) 第 48 条 受注者は、第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前 後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の 10 分の 2 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合において、<u>当該命令の対象となる行為が昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号（不公正な取引方法）第 6 項に該当する行為である場合</u>その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>	